

令和5年度第3回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録

日	時	令和6年2月19日（月）午前10時10分～12時00分
場	所	逗子市役所 第4会議室
出席者	[委員] 南川 秀樹、橋詰 博樹、小林 潤 田中 美乃里、柳 勇次 中嶋 悦子、渡邊 仁史	
事務局出席者	環境都市部長 石井 義久 環境都市部次長 青柳 大典 資源循環課長 鷺原 尚仁 資源循環課資源循環係長 森下 聡子 資源循環課資源循環係専任主査 鈴木 均 資源循環課資源循環係主事 今村 聡志 環境クリーンセンター所長 小川 慎 環境クリーンセンター副主幹 上野 悟朗	
会議公開の可否	可	
傍聴者	2名	
議題等	(1) 令和5年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録について (2) 逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について (3) その他	
配付資料	令和5年度第3回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第 令和5年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録（案） 資料1 「逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について」（答申案） 資料2 事業系一般廃棄物収集運搬許可業者による環境クリーンセンターへの搬入実績（令和4年度） 資料3 事業系一般廃棄物、家庭ごみの処理手数料及び産業廃棄物の処分費用の改定の経緯 資料4 神奈川県内各市町村における事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用 資料5 温暖化と廃棄物と感染症	

【事務局】 定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第3回逗子市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。

本日は7名の委員の出席をいただいております。逗子市廃棄物減量等推進審議会規則第2条第2項の規定により、会議は成立していることを報告いたします。

また、本審議会は、個人情報等、特に秘すべき内容を取り扱うものではないことから、本市の情報公開条例の規定により会議の傍聴を認めることとし、傍聴希望者がありましたら順次入場していただくこととしております。なお、本審議会の議事は録音を取らせていただき、次回の開会日に皆様に確認、了解いただいたものを議事録としたいと思います。この録音データ及び議事録は公開情報になります。

それでは、資料の確認をさせていただきます。お持ちでない委員さんはお申出くださればご用意いたします。事前に送付いたしました資料は、令和5年度第3回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第、令和5年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録（案）、続きまして資料1「逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について」（答申案）、資料2事業系一般廃棄物収集運搬許可業者による環境クリーンセンターへの搬入実績（令和4年度）、資料3事業系一般廃棄物、家庭ごみの処理手数料及び産業廃棄物の処分費用の改定の経緯、資料4神奈川県内各市町村における事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用、資料5温暖化と廃棄物と感染症。お手元に資料はおそろいでしょうか。よろしいでしょうか。

【南川会長】 では、始めさせていただきます。よろしいですかね。では、やりましょう。よろしくをお願いします。

最初に、諮問ということ、これは前回いただいておりますので、皆様にも、ご参加の方にはお渡ししております。議事録については事前に皆様にも見ていただいております、必要なところは調整しておりますが、よろしいでしょうか。

【橋詰委員】 1点いいですか。もう修正済みなんですけど、補足したいんですけど、議事録の20ページを開いていただきまして、上から3分の1ぐらいのところで、「そういう中で」となっているところなんですけど、私の発言なんですけど、生ごみ処理機の話をして、2行目に「僕の記憶でたしか鎌倉市だったと思うのですが」とこうなっていますね。席上発言、私、「たしか茅ヶ崎市だった」と言ったんですよ。確認したら鎌倉だったの、これは直してくれということで、実際の発言とは違うんですけど直していただいておりますので、そこだけ補足説明をさせてください。

以上です。

【南川会長】 ありがとうございます。あの方よろしいですか。では、議事録はこれで決定いたします。ありがとうございます。

続きまして、審議事項3でございます。逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定についてということで、今日は資料1として答申案をつけております。これは前回、皆様とある程度議論しましたが、それを踏まえて、私のほうで事務局と相談をして作ったものでございます。

最初に、表は別にして、全体をゆっくりと読んでいただいて、全体の感じをつかんだ後で、またさらに事務局から図表等についてご説明いただき、その上で一つずつ議論をして固めていきたいと思います。

では、事務局のほうで読んでいただけますか。

【事務局】 それでは、資料1「逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について」(答申案)として作成しておりますこちらについて読ませていただいて、皆様と確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、1ページ目、「はじめに」のところです。こちら、内容に大きな修正はございませんが、審議会としての書き方に文章を変更してございます。

はじめに。

逗子市では、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例において、平成23年度までは、事業系一般廃棄物(ごみ)を市が収集し、ごみの排出量の区分に従って手数料を設定する「従量制手数料制度」を採用していました。この制度では、事業者がごみステーションに上限なく排出できる制度となっており、一定以上の排出者には有料制をとっているものの負担の公平性が担保されていない状況にありました。

このような状況から、事業系ごみに係る定義を明確化し、事業者自らの責任による処理原則に改める必要があり、当審議会は、「事業系廃棄物の収集・処理のあり方及び処理手数料等の適正化について」の諮問を受け、平成23年5月に答申しました。逗子市ではこれを受けて、平成24年4月からこれまでの制度を変更し、事業系一般廃棄物は市の収集から、事業者が自らあるいは一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して市の処理施設に搬入し、処理することとしました。ただし、少量排出事業者は、零細事業所保護の観点から、例外的に家庭ごみと同様にごみステーションに排出できることとしました。また、従量制手数料制度を廃止し、市の処理施設に搬入する場合の手数を10kg当たり150円としました。

その後、逗子市では、平成26年度からごみ焼却残渣の全量外部委託資源化、平成27年10月から家庭ごみ処理有料化及びごみ分別の細分化に伴う植木剪定枝の外部資源化等を行うなど、ごみ処理を取り巻く状況が変化したことから、「逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について」諮問を受け、平成28年1月に答申しました。逗子市ではこれを受けて、平成28年10月に手数料を10kgあたり250円に改定しました。

前回の見直しから7年が経過し、外部委託での焼却残渣の資源化等、資源化処理に係る費用の高騰、近隣自治体における手数料の見直し（値上げ）の実施、令和7年3月からの家庭系生ごみの分別収集・資源化の実施など、ごみ処理を取り巻く近年の状況の変化を踏まえ、事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料について、見直しを行う時期に来ていることから、令和5年12月に「逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について」諮問を受けました。

続いて2ページになります。1「計画上の位置づけ」につきましては、文章の一部修正はございますけれども、内容に大きな変更はありません。

1 計画上の位置づけ。

事業系ごみ処理手数料については、「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成25年4月 環境省（令和4年3月改訂）」において、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられているため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましいとされました。環境省の中央環境審議会の食品リサイクル専門委員会の報告書（平成31年2月）では、「事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい」とされており、これを受け、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和元年7月）」においても、「事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進」が位置づけられました。

令和2年8月に策定した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」では、事業系ごみの減量は喫緊の課題であるとし、事業者から排出されるごみの減量・資源化施策としては、生ごみの削減、排出事業者への適正排出の指導、手数料の見直しを掲げています。

また、令和3年3月に策定した「逗子市一般廃棄物処理基本計画」では、持続可能な循環型社会形成への取組の推進の基本施策において、事業系一般廃棄物の資源化・減量化について掲げ、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用、食品廃棄物の発生抑制・排出抑制、排出事業者への適正排出の指導、手数料の見直しについて、2市1町で連携して推進していくとしています。

排出事業者の処理責任としての受益者負担の適正化は、更なるごみの減量化・資源化を促進

すると考えられることから、両計画において、社会情勢等を勘案しながら、事業系ごみ処理手数料の見直しを進めることとしています。

続きまして2番、「事業系一般廃棄物処理手数料の費用負担の現状について」のところですが。こちらについては、前回の審議会資料から文言の修正と文章の追記をしています。

2 事業系一般廃棄物処理手数料の費用負担の現状について。

平成28年1月の「逗子市一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について」の答申では、「基本的には処理原価相当額が基準となるべきものですが、大きな値上げは事業者を圧迫することが考えられることから、当面は近隣自治体並みとして鎌倉市の21,000円/tから葉山町の25,000円/tの範囲での設定とし、段階的に処理原価相当額を目指して引き続き見直しを検討していくことが適当と考えられます。」と答申しています。

ごみ処理経費及びごみ処理原価について、その推移をみると、表－1から表－3に示すとおりとなっています。

現在の事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料は、250円/10kg（1 t 当たり25,000円）であり、令和4年度のごみ処理原価の58%相当となっており、ごみ処理原価との隔たりが生じてきています。

また、県内市町村における10kg当たりの事業系一般廃棄物の処理手数料は、表－4に示すとおりであり、近隣の鎌倉市では令和6年10月1日から400円に、海老名市、座間市及び綾瀬市では、令和6年4月から300円、令和8年4月から350円と段階的な改定が予定されています。改定後の金額で見ると、130円から400円の範囲にあり、250円以上が32市町村中20市町村で、平均は245円です。

こちら、後半の海老名市、座間市、綾瀬市の改定のコストのところは、前回の審議会資料以降に追記させていただいたところでございます。

表につきましては、表－1「ごみ処理経費の推移」、表－2「ごみ処理原価（中間処理及び最終処分費）」、表－3「事業系ごみ1 t 当たり処理手数料の処理経費に対する割合」、こちらについては前回の審議会資料からの変更点はございません。

4 ページ目の表－4 にですが、こちらにつきましては、前回は1 トン当たりの金額で記載しておりましたが、文章と合わせまして、10キログラム当たりの単価に変更してございます。また、海老名市、座間市、綾瀬市につきましては、今後の変更の予定が分かりましたので、こちらについて250円、注釈のところにありますけれども、令和6年4月から10キログラム当たり300円、令和8年4月から10キログラム当たり350円に改定予定というところで、こちらの表につ

いても修正を加えてございます。失礼しました。資料に誤りがありましたので修正をさせていただきます。注の＊２のところですが、10キログラム当たり。キログラム当たりになってしまっていますが、10キログラム当たり300円、令和8年4月から10キログラム当たり350円になります。申し訳ありませんでした。

続きまして、5ページ目のところになります。3番になります。3番のところは、前回の資料からの文章の修正及び追記をしてございます。

3 逗子市における事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の設定について。

事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料は基本的には原価相当額が基準となるべきものですが、大きな値上げは事業者を圧迫することが考えられることから、前回、平成28年10月の処理手数料の改定では、処理原価の約7割としました。

今回の改定に当たっても同様の考え方を保持しつつ、段階的に処理原価相当額を目指すに当たっては、当面は近隣自治体を参考として、10kgあたり350円（過去3年間平均の9割相当、令和4年度の8割相当）で設定し、引き続き処理原価相当額までの見直しを検討していくことが適当と考えます。ただし、見直しに当たっては、混乱を招くことがないように短期間での頻繁な改定はできるだけ避けるとともに、改定時には十分な周知期間を設け、市において周知啓発の徹底に努めることが重要です。

4 事業系一般廃棄物の排出抑制について。こちらについては、新たに追加した項目になります。前回の第2回審議会での委員の皆様のご意見を踏まえて追加したという形になります。

4 事業系一般廃棄物の排出抑制について。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村は、一般廃棄物の処理について統括的な処理責任を有するとする一方、事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない廃棄物処理責任があります。したがって、事業者は、受益者負担の観点からの相応の手数料負担に加え、さらなるごみの発生抑制・排出抑制を進めるとともに、一般廃棄物・産業廃棄物を適正に分別し、資源化の推進に努めることが必要であると考えます。

市においても、循環型社会形成に必要な発生抑制、再使用、再生利用等の情報、例えば食品ロス対策として市民に対しては「3010運動」、生ごみの排出が多い飲食店等に対しては食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者等の情報などについて、市民、事業者にわかりやすく提供することが必要と考えます。

続いて5番のところですが、こちらは産業廃棄物に係る記載を追加した項目になります。

5 市の一般廃棄物処理施設において処理できる産業廃棄物処理及び費用の負担について。

産業廃棄物は、事業活動に伴って排出され、量的または質的に環境汚染の原因となる可能性があるものとされており、逗子市の一般廃棄物処理施設においては処理を行わないことが原則です。限定的に指定している市で処分する産業廃棄物についても、老朽化する市の施設で中間処理することでの負担や、排出事業者の責任の下で処理することが原則であることに鑑み、最終処分を含む処理原価及びその見込額を基に処分費用を設定すべきと考えます。

6番、改定時期については、前回の審議会から変更はございません。

6 改定時期。

令和7年3月から家庭系生ごみの分別収集・資源化を実施し、市民の皆さんに生ごみの分別収集・資源化への取組の協力をいただく中で、事業者においても、生ごみの排出抑制、食品リサイクルの促進に向けた事業者自らの取組が求められます。

そのため、事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定については、家庭系生ごみの分別収集・資源化と同時期に実施することが適当と考えます。

以上で資料1になります。よろしくお願いします。

【南川会長】 ありがとうございます。次に、図表のほうで必要があれば、ご説明をお願いします。

【事務局】 続きまして、資料2から説明させていただきます。資料2につきましては、前回の審議の中で話がありました事業者への影響について取りまとめたものがこの資料になります。

最初に、市内事業者のごみの排出量について説明いたします。事業所から出る事業系一般廃棄物は、事業所が自ら、あるいは一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してクリーンセンターに搬入することになっております。一般廃棄物収集運搬業許可業者は、事業者から集めたごみを毎月どの事業者から何キログラム収集したのか、市に報告することになっております。そして、この報告を基に集計したものが資料2の表1、図1になります。現在、一般廃棄物収集運搬業許可業者は市内で8社となっております。

表1の排出量を基に値上げをした場合、処理負担の影響を試算したものが表2、図2となっております。まず、表1の排出量の分布を見ていただきますと、年間1キログラム以上排出して、許可業者に委託している事業所の数が、この事業所数の合計を見てまいりますと、549事業所、これが市内の委託業者に委託している事業所数になります。その年間排出量というのが、

隣の1,962トン。これが年間の総排出量になっております。

この表を見ていただきますと、排出量の一番左側の排出量、1キログラムから499キログラムまでの事業者数が131、隣の事業所の割合、全体に対して23.9%、年間の排出量は35,575トン、1事業所当たり272キロ、このような状況になっています。そのようなことでこの表を見ていただきますと、5トン未満、1キロから4,999キロまでの事業者数というのは全体の大体85%。年間からすれば5トン未満というところがほとんどの事業者であるということになります。最大で見ますと、最大の事業所を出しているごみの量がこの表の一番下のほうになりまして、年間106トン、これが1社であります。その次に多いのが84トン、これも1社。この辺が最大の事業者数になっております。

この事業者に対する手数料の影響ということで表2を見ていただきますと、例えば1キロから499キロまでの表の一番上なんです、272キロの場合ですと、現在の年間の処理手数料が6,800円、それが新料金になりますと9,520円、その差額が2,720円。月平均でまいりますと、月当たり227円上昇するという結果になります。そのようなことで、この表を見ていただければよろしいかと思います。

それで、先ほどの最大の106トンという事業所の方に関しては、年間2,658,000円という処理手数料なんです、それが3,721,200円ということで、年間1,063,200円増加する形になります。月平均でいくと88,600円という費用の増加が想定されます。ちなみに、事業の排出量のごみなんです、今、逗子市の場合ですと、令和4年度で1人1日当たりの排出量が812グラムなんです。年間でいきますと、1人当たり大体300キロ。今、1世帯平均が2.25人です、1世帯当たり675キロ。この表でいくと、675ですから、500から999の間ぐらい、この辺が各家庭から出しているごみの量と同程度という。比較してないけど、その上での量だということを参考までに見ていただければと思います。

次に、資料3の説明をさせていただきますと、先ほど産業廃棄物について説明がございまして、産業廃棄物の処理、これは原則、事業者自ら、または自ら処理できない場合は、産業廃棄物処理業の許可を受けた処理業者に委託して処理をすることになっております。ただし、廃棄物処理法の中では、市町村は単独または共同して一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物、その他、市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をこの事務として行うことができるとされております。これは一般的に「あわせ産廃」と言われているものです。逗子市では、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の中で、市の一般廃棄物処理施設において産業廃棄物の処理を行わないものとする。ただし、廃棄物処理法

第11条第2項の規定に基づき処理できる産業廃棄物として、有毒有害物質を含まず、危険性がないもので、一般廃棄物処理施設を著しく損傷するおそれがなく、市が行う廃棄物の処理に支障がないものとして規則で定めるものについては、この限りではないとしております。それで、この規則の中ではどのようなものを指定しているかといいますと、少量排出事業者から排出される日常生活から排出されるものと同様の廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくずあとは火災、天災その他災害により発生した木くず、これらを産業廃棄物として市の処理施設で処理するものとして規定しております。

それらについての処分手数料の経緯が資料3でありまして、10キロ当たり170円だったものを平成24年4月に240円に改定しておりまして、そのまま現在まで来ています。ただ、その間、事業系一般廃棄物については平成28年10月に250円に改定してございます。その経緯について示したのが資料3になります。

次に、資料4につきましてですが、これは産業廃棄物の処分について、県内の市町村でどのような対応を取っているかということでまとめたのが資料4になります。基本的に先ほどお話ししましたように、各市町村の条例で産業廃棄物の処理について規定しておりまして、中には産業廃棄物についての条例でも規定を示していない市町村もございます。「無し」というところがそれでございます。

事業系一廃と産業廃棄物の処理費用の比較してまいりますと、基本的には事業系一般廃棄物処理手数料と産業廃棄物の処理手数料がほぼ同額となっている市町村が多くなっております。ただ、海老名市とか座間市、綾瀬市が今後金額改定になっておりますけど、こちらについては、まだ産業廃棄物等についての条例での改定について確認することはできませんでした。同様に、鎌倉市においても現在400円を想定しておりますけれども、条例等ではまだ確認することはできませんでした。これが事業系一般廃棄物と産業廃棄物関係についての資料になっております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

【南川会長】 ありがとうございました。本文が、最初から一応皆さん確認してやっていこうと思いますが、その前に資料2、3、4で、今事務局からデータの説明をいただきましたが、これについてご質問なりがあれば承って、数字について理解した上で本文の中身に入っていきたいと思います。いかがですか。

私から1つ教えてほしいんですが、あわせ産廃というのは、実態的にはかなりあるものなんですか。受け付けているものなんですか、それとも時々発生するようなものなんですか。あわせ産廃というのは、市町村は一緒のときは一廃だけじゃなくて産廃も一緒に処理してもいいで

すよと、そういう規定があるんです。ですから、それはおかしいことじゃないんですが、実態が市町村によって違いますし、融通無碍という言い方が悪いですけども、受け入れているところと、かなり厳しくやっているところがあるものですから、どんな量なのか、量的な部分はどうかかと思ってお聞きしているんです。

【事務局】 今、鈴木からご案内しましたとおり、市が処理する産業廃棄物ということで、今回、天災その他災害により発生した木くずということで規定されているということでご説明しています。実際に木くずが持ち込まれておることはございまして、何かというと、やはり火災で発生した木くず、つまり、日本は木造家屋が多いんですが、火災現場で発生する柱とかはりとか床とかいったものについては、木くずとして持込み可能としております。ただ、環境クリーンセンターで搬入可能な所定の大きさに切断して、木くずを積んで持ち込んでいただくということで、過去に木くずの持込みの統計の量を取っています。過去4年分ぐらい取っております、これは2018年度、つまり5年度前、1,150キロ。

【南川会長】 1,150件ですか。

【事務局】 1,150キログラムです。2019年度は8,115キログラム、2021年度が10,740キロ、2022年度が9,360キログラムです。これは1回にまとめて10トンとか何トン持ってくるわけじゃなくて、トラックに積み分けて何往復かして、現場で相当な量の木くずが出ますので、現場でその大きさに切って、搬入できるように処理をしてから環境クリーンセンターに搬入していくということでございます。台数も、少ないときは1台で済むんですが、14台とか12台とか連続して木くずを搬入しているということがございます。

【南川会長】 分かりました。ありがとうございました。

【事務局】 こちらについては通常、10キログラム250円ではなく、処分費用として、条例に規定している10キログラム当たり240円の処分費用を徴収しております。

【南川会長】 この処分費用は、物に関係なくキログラムで決まっているんではたっけ。

【事務局】 産廃については、こちらの天災の中に記載したごみについては、木くずのみです。

【南川会長】 事実上受け入れているのは、産廃といっても木くずのみですか。

【事務局】 そうです。事実上そういうことになります。

【南川会長】 それは、ルール上、特に明記されていないんではたっけ。あわせ産廃って結構地域によって違う受渡ししているものですから、必ずしも統一されていません。法律にはできると書いてあるだけなんです。逗子市の場合は、名目も木材、材木関係に絞っているのか、

それとも結果的に材木だけだからそれで運用しているということなんですか。

【事務局】 基本的には、その他市長が特に認めたものとして持ち込むことはできるんですが、被災ごみについては木くずのみで、それ以外に例外的に、少量ではあるんですけど、河川に油が浮いてしまっているときに吸着マットを入れて吸い上げるんですけども、それについても産業廃棄物処分費用として徴収しております。それは年に1回あるかないか。今年度はないんですけど、数十キロという形で、これは公害という観点から、排出した事業者が特定された場合はその事業者が処分費用を負担してもらっています。今年度はないんですが、前年度、たしか1件くらいあったと思うんですけど。

【南川会長】 その場合は、吸着マットの場合は費用も、10キロ240円とは違う、やっぱりこれでやるわけですか。

【事務局】 同じです。産業廃棄物として処理します。

【南川会長】 あわせ産廃というのは結構解釈がいろいろあって、地域ごとにいろいろなルールがつけられているんです。したがって、値段設定もばらばらですし対象もばらばらで、随分違って、私もよく相談を受けるんですが、必ずその市町村に相談してくれと言って対応しています。

あと、それ以外の部分、いかがですか。2、3、4全体を見て。いいですか。じゃ、順次文章を見ていく中で、必要があれば、また資料2、3についても併せてお聞きするということで、中身に入っていきたいと思います。

それでは、答申案の最初の1ページですが、「はじめに」のところについて、皆さん、今読んでいただきましたが、もう一度、必要があれば黙読いただいて、ご意見なりご質問があればご発言ください。ここは経緯だけ書いてあります。よろしいですか、ここは経緯だけですので。

「はじめに」はよろしいですか。では、了解いたしました。

2ページの1番、「計画上の位置づけ」についてももう一度黙読いただいて、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

中身の質問なんですが、食品リサイクル法を含めて、食品廃棄物のことについての様々な見直しをしていくんだと書いてあります。2市1町で連携しと書いてありますが、実際はどんな動きになっているのでしょうか。特に食品関係のことがいろいろ書いてあるものですから。

【事務局】 食品廃棄物の関係の対応は共通の課題ということで、一緒に取り組んでいこうということは、2市1町でつくった実施計画でもうたっているわけなんですけれども、具体的に効果のある手が打っているかという、なかなかそういうところまではいってなくて、情報

共有であったりとか、あと食品リサイクルの登録再生利用事業者、その情報は共有して、過去には一緒に事業者のところを見に行ったり、そういったところはやっているんですけど、ここもキャパシティの問題で、2市1町で足並みをそろえてこうしたところに委託するような形が取れるかというところ、そういうところも難しいところがあるので、現状では随時そういった情報共有、交換しながら対策を一緒に考えていく、そういったところにとどまっているという状況かと思っています。なかなか難しいです。

【南川会長】　そうですね。私が付き合っている範囲でも、イオンモールみたいなところは、量も多いしお店もたくさんあるから結構熱心に回収されているし、なおかつそれを特定の業者に頼んで、堆肥化して、肥料で作った食物を、質のいいものはイオンで売り、悪いものは社員に安く分けるというんですか、やっていますが、これ、量が出ないと難しいんですよね、食品リサイクルって。

【事務局】　そうなんです。現状でも、各市町共通しているのは、大手のスーパーであったり大手のお店屋さんもう既に自分で取り組んでいたり、あとはチェーン店、コンビニとかいったところは売れ残りを、食品リサイクルのほうにちゃんとルートを確保して取り組んでいるというところがあるんですけども、共通の課題としては、そうではない個人店から出てくる食品廃棄物をいかにそういったところに誘導していけるかというのが非常に難しい課題かなというところでは考えています。

【南川会長】　今、リサイクル関係は、近い将来、葉山町でということで話が進んでいるんですが、今度、葉山町で整備しつつある施設の中では、特に食品とかいうことに着目した対応は行われているんですか。それとも、特に食品に着目した、強調した部分はないということではないんですかね。

【事務局】　葉山町で整備していただく施設で、逗子市、葉山町で一緒に取り組んでいこうというのは、あくまでも家庭系の一般廃棄物である生ごみということなので、事業系については自己処理責任ということで、今回の手数料の改定もあって、そちらのほうに、事業者自らなるべく食品ロスであったりとか食品廃棄物の排出を減らす、排出抑制、発生抑制に取り組んでいただく、そういうところに2市1町で連携して進めていきたいという、そういう考えでやっています。

【南川会長】　葉山町のところは、事業系一廃の部分は入っていないということなんですね。

【事務局】　入っていないです。

【南川会長】　皆さん、いかがでしょうか。では、1番はそういったことで見直しを進める

ということで、また後で何かあればご意見ください。

2番に進みます。2番は事業系一廃の手数料の費用負担の現状ということであります。2ページから3ページの3行目までですが、これについてご意見なりご質問があればお願いいたします。

【渡邊委員】 よろしいですか。

【南川会長】 どうぞ、渡邊さん。

【渡邊委員】 表1から3なんですけれども、差し支えなければ、これ、1つグラフで表示をしたほうがよろしいんじゃないのかなと思っていて、数字をちゃんと見れば58%ですとか分かるんですが、線もしくは棒か何かで実際の負担と、今がこれしかありませんみたいなのが分かるような、図示できるようなものが1つあれば非常に分かりやすいんじゃないのかなと思いました。

【南川会長】 どういうイメージですか。

【渡邊委員】 どれがいいですかね。例えば、今かかっている実際の費用を年度ごとにグラフで棒を出してあげて、事業者さんが負担している費用を出してあげて、この差分が……。

【南川会長】 書いてみてもらえますか。

【渡邊委員】 どっちがいいかな。自分もつくりながらじゃないと何とも言えないんですけど。実際にかかっている費用がこんな(例として：線グラフ)になっている。この単位を実際にかかっている費用にするべきなのか総額で見ていくのかは見せ方があるんですけど、実際に事業者が今負担している費用はこれぐらい(例として：棒グラフ)なんですよというのを出してあげると。

【南川会長】 分かりやすい。ぱっと見れば、すぐ分かる。

【渡邊委員】 ここの部分が今58%しか負担してないんですよというような話なんじゃないかと思うんですよね。それがいいのか、普通に折れ線で、こういう線で作るのと、実際にかかっている費用がこれでかかっている、この差分が事業者さんが本来負担しなきゃいけない部分になるのかということが見えると分かりやすいのかな。どっちがいいかなというのは、書いてみて、そんなイメージなんですけど、どうですかね。

【南川会長】 いかがですか。分かりやすくなりますが。では、これは私のほうで預からせていただいて、事務局と相談します。できれば分かりやすいようにしたいと思います。ありがとうございます。あと、文章も含めていかがでしょうか。

【小林委員】 ちょっといいですか。

【南川会長】 小林さん、どうぞ。

【小林委員】 前回聞きそびれたのか、覚えがないんですけれども、「はじめに」の経緯のところで少量排出事業者について言及されていますけれども、今見ている「事業系一般廃棄物処理手数料の費用負担の現状について」のところには一切書いてないんですけれども、これはずっと継続されているという理解でいいのか。平成28年の改定のところで変わっているのか、どうでしょう。

【南川会長】 いかがですか。特に意図されたのか分かりませんが。「はじめに」のただし書のところですね。

【小林委員】 先ほど、先に、資料2、3、4の話で、特に資料2のところで、排出量年間1キロから499キロというカテゴリーが入っているので、少量事業者って日量1キロ以下だから、年間で365キログラム以下のところは入らないはずですよ、そもそも。一般廃棄物として廃棄されているわけですから。と思ったんですけれども、そこも分からないところなんですけど。それが一番最初の取っかかりはなしにしたけれども、今は全部事業系はやっていますよということならそうですし、そうじゃなくて今も一廃として。

【事務局】 1ページの一番下の脚注のところに少量排出事業者の定義が書いてありますけれども、結局考え方としては、平成24年度に事業系一般廃棄物の処理を実質有料化するという制度改正だったんですけれども、その改正のときに、零細事業者保護ということで、一定の範囲で少量排出事業者という類型で今までどおり、その当時は無料だった、有料化される前のカテゴリー、有料化される前だったので、無料で24年度の制度改正以降も無料で家庭ごみのステーションに出せるという類型としての少量排出事業者だったんですけれども、その考え方としては、家庭ごみと同じぐらいの質と量のごみしか出さないという事業所を少量排出事業者といって定義づけしようということだったので、量は、おっしゃるとおり、1キロというところなんですけれども、1つ重要なのが、②の食品廃棄物を排出しないことということなんです。事業に伴って食品廃棄物を排出するということで、その時点で一般家庭のごみの排出形態と質的に違うんだと、そういう考えでそこは外したということなので、資料2の年間排出量が少量の事業所というのは恐らく②に該当しない、これはならないというところ。

【小林委員】 結局のところ、残ってはいらるんですね。

【事務局】 今もその仕組みは残っています。

【小林委員】 残っていて、一般廃棄物として出していいところはいいい、事業系でもオーケーというのは継続して残っていて、今、一般廃棄物が有料化されているので、その有料化分を

お支払いして処理をしているという。

【事務局】　　そうです。有料化になってからは、有料化の仕組みの中で、家庭と同じ青い袋を使って出せますよと。

【小林委員】　　ということですね。分かりました。ありがとうございます。

【南川会長】　　なるほど。だから、資料2のところについては食品廃棄物が入っているから、そういう意味では少量排出事業者じゃないんですね。

【事務局】　　そうです。

【南川会長】　　なるほど。分かりました。いかがですか、今、2ページから3ページのところで。

【渡邊委員】　　それに関連して。

【南川会長】　　どうぞ、渡邊さん、お願いします。

【渡邊委員】　　今、少量排出事業者さん、食品廃棄物を含むようなところから、どこか食品廃棄物を引き取ってくれる事業者さんは、処理業者さんはいないのかみたいなお問合せって市にあったりはするんですか。

【事務局】　　特に聞いてはいません。

【渡邊委員】　　先ほどの計画上の位置づけのところに戻ってしまうんですけど、先ほど市のほうで、2市1町では食品廃棄物については適正排出をもっとやっていくんだみたいなお話が出ていく中で、1から499、多分逗子市の中って結構小さな飲食屋さん、最近多いと思うんですけど、そういうところがこういうところに問合せが、じゃ、どこに出したらいいかみたいな話、そういった話が出てくるのや否やという。ただ、これは事業者さんが自分でやらなきゃいけない話なので、あまり市に負担を求めるのもどうなのかなという気はするんですけど、その辺りの情報整理というのは、どこかで誰かがやる必要がありやなしやというところをちょっと。質問にもなってないんですけど、ちょっと気にはなったんですけど。

【事務局】　　前回の審議会でもそういったご意見をいただきましたので、なかなか現実的には難しい部分はあるんですけども、引き続きそこは市として努力していかなくちゃいけないということで、答申案の5ページの4番のところにもそういったところは盛り込ませていただいて、市としては努力していかなくちゃいけないということだと思っています。

【南川会長】　　今回、新しく5ページの5番はつけたんですけどね。

どうぞ。

【中嶋委員】　　うち、実は少量排出事業者なんですけれども、食品は出してないんですけど、

私と主人で会社をやっている、本当に少しですけど、ごみが出ていますが、少量排出事業者なので普通に一般ごみに出してはいるんですが、ここに来るまでに、「少量排出事業者」という言葉すら知らなくて、ごみどうするのかなと思っていただけ、ちょっとだから家庭ごみで出していいのかなみたいな感じで出してはいて、でも、条件に当てはまっているのでそれでいいんだなとは思ってたんですけど、事業を始めたときに、あなたは少量排出事業者ですよとか、事業系ごみで出してくださいよみたいなことが正直分からなかったというのがあります。

【事務局】 そこも大変申し訳なかったんですが、24年の制度改正の当時であつたり平成27年の家庭系ごみを有料化したタイミングで、商工会と連携して、そういった周知はしてきているということなんですけど、なかなかその周知も継続していかない部分があるのかなというように今、お聞きして感じますので、ここはしっかりと周知という努力はしたいと思います。

【橋詰委員】 一般廃棄物処理基本計画を見ているんですけど、確かに書いてありますね、注のところに。注のところに、以下の要件全てに該当する少量排出事業者は、家庭系ごみステーションに廃棄することが可能です。事業主を含む従業員の総数は3人以下である、食品廃棄物などを排出しない、ごみ排出量が1日平均1キログラム以下であるというのが小さな文字で書いてありますね。ここだけですね。だから、全般的に分かりにくいといえれば分かりにくいですね。

【南川会長】 そこは資料をもうちょっと見やすくしていただくと良いと思います。今回、答申の1ページの下に注できちんと書くものですから、それによって初めて分かったのかなという感じなんですけどね。それでは、2についての議論は以上として次に移ります。3番、5ページになります。「逗子市における事業系一般廃棄物等の持込み手数料の設定について」というところであります。これについて、前回処理原価の7割としたということで、それを踏まえて今回についても見直しを行いたいということでもあります。

どうぞ。

【橋詰委員】 この意味合いは、書いてあること自体賛成なんですけど、要は、市としてはこの答申を根拠に、この先そういうタイミングで順次改定していきますよと、そういう方向をここではっきりしたい、こういうふうに理解したらいいんですかね。

【南川会長】 いかがですか。

【事務局】 審議会の皆様のご意見は答申としていただきまして、この後、パブリックコメントとか市議会への提案もございます。そこで様々な意見をいただきます。ただ、1つは、今回350円という設定をするに当たっては、まず審議会のご意見をいただきましたというこ

ろは1つ段階を踏みまして、その後今後、市として、やはり350円がふさわしいかどうかという、最終的には議会提案の際にお示しして、そして決定していきたいということでございます。

【南川会長】 　ただ、方針としては、ここにあるような形で処理手数料についての考え方というんですか、これは従来から変わらないし、これからも維持をしていく。ただ今回の場合、これが具体的な数字として見ると350円になるということですよ。

【事務局】 　はい。

【南川会長】 　あと、短期間で頻繁な改定はできるだけ避ける。それは別に今回に限ったことではないと思います。では、次に行きます。4番、事業系一般廃棄物の排出抑制ということでございます。当然ながら、市町村は家庭系一廃、事業系一廃含めて、最終責任、統括責任がでございます。そういう意味では、まずは減量化というところを始めるわけですが、これについての考え方がここに整理してあります。具体的な対応として、食品ロス対策として、市民に対しての3010運動、あるいは生ごみの排出が多い飲食店等に対しては、食り法に基づく登録再生利用事業者等の情報などについて提供していくと書いてございます。これについてご質問なりご意見ございますか。

どうぞ。

【渡邊委員】 　私の質問、ここで、こうやって書いてあるのでよろしいんじゃないかと思いました。ありがとうございます。

【南川会長】 　よろしいですか。

では次、5番にいきます。5番は、「市の一般廃棄物処理施設において処理できる産業廃棄物処理及び費用負担について」ということで、いわゆるさっき話題になりましたあわせ産廃という案件でございます。廃掃法において、市町村は必要に応じて、一般廃棄物と一緒に産業廃棄物についても処理することができるとなっております。そういう規定がございまして、それに基づいて、各市町村がかなり独自の認め方をしています。非常に広く一緒にやっているところもありますし、品目を限定したりとか数量を限定しているところもあります。私も仕事柄、あちこちからよく聞かれるんですが、必ず各市町村に確認してくれということで、随分運用が違います。いずれにしても、そういう制度がありますので、それに従って逗子市でも運用していただいているということだと思います。

【渡邊委員】 　質問いいですか。

【南川会長】 　はい、どうぞ、渡邊さん。

【渡邊委員】 　市のほうの考え方としては、「見込額を基に処分費用を設定すべきと考えます」

ということは、出てきたものに依じて処分額は設定するおつもりがあるのか、また、基本的には産廃は自分でやってくださいねなんだけれども、相談された品目については、市で受け入れられるかどうかはまず判断してから受け入れますよ、受け入れませんよというのを個別に判断しますよという考え方でいくのか。もしくは、先ほど基本的に木くずしか受け入れていませんというお話だったので、原則木くずですと、ここには書かないのかどうかは置いておいてなんですけど、そういう原則論でいくのか、そういったところって何か方針とかお考えってあるんですか。

【南川会長】 驚原さん。

【事務局】 まず、方針としましては、現行の廃棄物の条例、規則に基づいて、その品目、つまり天災または被災した産業廃棄物ということで、結局木くずの受入れについては方針を変える予定ではございません。あとは、処理原価の見込額を基に処分費用を設定すべきと考えますというこちらの答申の案のとおりです。現在240円というところで処分費用を設定しております。それが、かなり時間がたっておりまして、平成24年4月以降改定をしていないところがございまして、現行の10キログラム当たり250円というところと近い金額になっております。今回我々として考えているのは、事業系一般廃棄物の手数料と同額にしたいということで考えています。

【橋詰委員】 産廃の処分費用を取るの、条例に根拠か何か必要ですよ。

【事務局】 はい。

【橋詰委員】 その金額を350円にしたいと、こういうことですか。

【事務局】 はい。

【橋詰委員】 でも、そうすると悩ましいところは、事業系一廃は7割とか8割とか言っていて、産廃は全額が望ましいと言っているんだったら、もうここで料金を上げてもいいじゃないかというほうがより筋論になってくるように感じますけど。事業系一廃のほうは激変緩和みたいな考え方ですよ。という考え方があわせ産廃にも該当するのかというのは、ちょっと違う議論のような気がしますけど。

【南川会長】 私が知る限り、あわせ産廃の場合は事業系一廃と同じにしているところと、あわせ産廃部分だけは100%費用を取っているところがあります。それはどんなものを受け入れるかによって変わりますから、特に産廃の場合は。それを見て値段を決めているところも結構あって、10割費用を取っているところもあります。そこも各自治体の運用方針なんですけどね。

【事務局】 答申としましては、原則論としてこういう考え方だということを示していただくというような形で、過去の答申でも同じような形で答申をいただいているところがあって、その考え方は変えずに、原則論で答申いただくということなんですけれども、実際に料金設定をどうするかというところでは、条例上の考え方も、処理困難であったりとか環境に影響を与えるようなものはもう受け入れない、処理しないということを原則として、基本的には通常の家産系の一廃とそう変わらずに処理できるというものをごくごく限定的に受け入れる、処理するという形を取っているのです、それをもっと広げるということになれば、量的にも質的にもしっかりと金額を上げるなり考えていくという必要があろうかと思えますけれども、基本的に家産系一廃とそれほど変わらないような、質的にもということで、量的にもかなり少ないというところでは、特別産廃という部分だけで原価計算をしてというよりは、一廃相当ということで、金額というののも合理的ではないのかなという、そういう考え方で、最終的には金額設定は導いているのかなというイメージを持っているんですけれども、答申としてはこういった原理原則的な考え方を示していただきたいというのが過去からの通例でもありますので、そういった形で答申は作らせていただいている。

【南川会長】 これ、あわせ産廃の場合は木材に限るよということがどっかに書いてあるんですでしたっけ。

【事務局】 そうです。

【南川会長】 例えば逗子市だと漁業、海があるじゃないですか。そういう漁業関係のものは一切受け入れてないわけですか。網とか出てくるでしょう。それは全然受け入れてないですか。

【事務局】 漁具等に関しては産業廃棄物ということで。

【南川会長】 産廃は産廃なんですけど。

【事務局】 逗子の環境クリーンセンターでは一切受け入れていません。

【南川会長】 受け付けてなく、自分で処理しろということですか。

【事務局】 ですので、漁業組合が産業廃棄物の事業者に引き渡している。

【南川会長】 なるほど。産廃としてどっかで処理しているということだ。

どうぞ。

【橋詰委員】 料金設定の話なので、考え方と現実に行政がどう適用するかは、それはちょっと違う部分があって僕はいいと思うんですけど、そうすると、この答申案文「処理原価及びその見込額を基に」ということだけからいろんなことを決めるというのはちょっと僕は無理が

ある感じがします。例えば、今の話を聞く限りにおいては、木くずと言っても、被災解体木くずというんですかね、産廃で言うならば、多分そうでしょうけど、お気の毒という状況かもしれないし、同じようなものだが産廃ではない事業系もあり、限定業種からの一般的な産廃木くずもある。これらにいろんな料金区分を複数つくるのも分かりにくいとか、何か説明しやすい説明の理由がないと、この答申から事業系一廃と産廃が同料金というのは、ちょっと違和感を感じざるを得ない。せめて答申の中で、「今回の事業系一廃の扱いも踏まえ」とか何か入れるとかしておいたほうがいいような気がしますけどね。そうしないと、答申した側も、この答申から何でこんな産廃料金になるんだというところは読みにくくなるような気がしますけどね。

【事務局】 今の橋詰委員のご意見、大変参考になりました。事業系一廃の取扱いを踏まえてというご意見、確かにそのとおりかと思います。ここの部分につきましては、答申の内容一部変更も考えて、また再度お示ししたいと思っております。

【南川会長】 じゃ、橋詰さんのご意見は預からせてください。分かりました。

【橋詰委員】 はい。

【南川会長】 どうぞ、中嶋さん。

【中嶋委員】 一般廃棄物の持込み手数料の改定についてだと思うんですけど、家庭ごみの持込みごみについても、この料金改定と連動していると前にお伺いしたんですが、そのことってここの中には何にも書いてないかと、ちょっと見つけられなかったんですけど、それって、大前提としてほかのところに書いてあって、ここには特に書かなくていいということですか。

【南川会長】 私の理解は、今回その部分は変えてないから、事業系一廃だけですから、いわゆる家庭廃棄物については、今回特に変える予定は今すぐないものですから、ここには書いてないということだけなんです。

【中嶋委員】 それは、もともと連動しているんですか。

【南川会長】 はい。

【中嶋委員】 じゃ、ほかのところにそれは、併せて上がりますということは書いてあって、この案については書かれてなくても……。

【南川会長】 はい。これは事業系一廃の話だけです。家庭系の話というのは、今どういう状況でしたっけ。

【事務局】 家庭系の廃棄物につきましては、基本にご自分のお住まいの近くのごみステーションに排出していただくというのが大原則でございます。もう一つ、粗大ごみにつきましても、証紙をお求めいただいて、それを粗大ごみに貼って、事前に予約は必要なんです、そ

れでクリーンセンターから廃棄物の収集に行くという形を取っているんです。

もう一つ、事業系廃棄物の手数料ですけど、こちらについては、家庭から車に積んで環境クリーンセンターに持ち込まれる場合もあります。その際の手数料と同じでございます。

【南川会長】 それは事業系一廃ですよね。持込みの事業系一廃であって、やはり家庭系一廃とは違いますよね。

【事務局】 家庭系の方が持ち込む場合も一緒でございます。

【南川会長】 でも、今回の値段改定はあくまで事業系一廃の申込みだけであって、いわゆる家庭ごみというのは違うわけでしょう。

【中嶋委員】 前、同じってお伺いしたんですけど。

【南川会長】 値段一緒でしたっけ。

【橋詰委員】 僕、ちょっと覚えがないですけど、家庭ごみの料金がどういうふうに定められているかじゃないですか。

【渡邊委員】 よろしいですか。

【南川会長】 どうぞ。

【渡邊委員】 自分の理解だと、一般家庭の料金については、以前、袋収集で袋を有料化するというところで、もちろん原価を考えなきゃいけないというのもありつつ、市民の負担も考えつつ、袋の値段を上げれば上げるほどインセンティブが働いて、ごみがどんどん減っていくみたいなのところのバランスを踏まえて、この料金に設定しましょうという検討がずっとなされて、それで今の袋収集の費用が決まっていると思うんです。それを踏まえて今、一般のほうの料金は決まっていて、それと、互い互いな形で事業系のほうは別にずっと検討されていて、この前それで一般の廃棄物のほうは決めて、生ごみも今度新しく幾らって決まって、じゃ、今度、事業系どうしましょうかというふうな自分は理解を。

【中嶋委員】 それはそれで私もそう理解しているんですけど、家庭から出たごみで、ごみステーションに直接持ち込むごみの話です。

【田中委員】 クリーンセンターに。

【渡邊委員】 ああ、クリーンセンターに持ち込むごみ。それは、今回の改定と同じ金額になるということですよ。

【中嶋委員】 そういうふうにお伺いしていたと思います。

【事務局】 そのとおりです。

【渡邊委員】 ごめんなさい、そうですね。俺が余計な話でした。

【事務局】 基本的には、直接クリーンセンターに持ち込む場合の処理手数料ということでの扱いです。家庭系については基本的に、ごみステーションでの収集にコストをかけて収集しているわけなので、そちらを使っていただくのが原則であって、あるいは、ごみステーションに出せない粗大ごみについては戸別収集を使っていただくというのが原則ですので、基本的にはそちらを使っていただくという考えで。ただ、いろんな事情があって、ご家庭から直接クリーンセンターに持ち込みたいということ、それを全て駄目ですよとするわけにいかないの、それは事業系の持込みと同じ処理手数料を適用すると。

【南川会長】 そういうことなんですね。その場合は、袋は、いわゆる市の指定した袋じゃないものでもいいわけですか。

【事務局】 そうです。

【南川会長】 ああ、そうなんだ。普通は、ステーションに出すのは、市が指定した袋を自分で購入してそれで出すわけですね。

【事務局】 はい。

【田中委員】 引っ越しとかで急にとか、そういう事情があるときとかに例外的にされる。

【中嶋委員】 年に1回ぐらいはすることがあって。

【南川会長】 そういうことがあるのか。

【事務局】 引っ越しとかでよっぽど多い場合とかいうのは、一般廃棄物収集運搬業許可業者を紹介したりというケースもありますので、あくまでもイレギュラーのケースということでの対応という整理はさせていただいております。

【南川会長】 なるほどね。分かりました。

【橋詰委員】 それは実務上の扱い、何かルールに定めているとかいう話なんですかね。言わばそういうふうにして、市民が申し込んできたやつは、みなし事業系一廃みたいに考えているのか、そういうような頭の整理なのか。料金表か何かにそういうふうに書いているんですか。

【事務局】 制度改正に当たっては、メインが事業系なので、制度改正の説明の仕方としては、「事業系」という言葉を使っていますけど、条例上は、あくまでも持込みする場合の処理手数料ということなので、事業系か家庭系かということは書いてないんです。

【橋詰委員】 そういうことなんですね。考え方としては、一般廃棄物の中に家庭系と事業系があるというほうがむしろ、実態の扱いとしては、感覚としてはそんな感じなんですね。

【事務局】 そうですね。あとは、実際に持ち込まれるときに、果たしてそれが事業系なのか家庭系なのかというのも、にわかには判別しにくいので。

【橋詰委員】 そうですね。なるほど。

【南川会長】 こちらで言っている、市の指定した袋で持ち込むことはないということなんですね。

【渡邊委員】 ないです。

【南川会長】 それは当然ながら、その辺のステーションに出せばいいわけだから。分かりました。

【渡邊委員】 逆に、その袋に入るものは入るようにして出すんです。

【南川会長】 なるほど。分かりました。そこは運用の問題ですから。それはそういう理解で。

【中嶋委員】 すごいイレギュラーなことだったみたいですけど、うち、結構やるので、気になって気になって。

【橋詰委員】 十分あり得る。

【中嶋委員】 大掃除したときとか、大きいのをそのまま持ち込んだりとか、あと、戸別で取りに来てもらおうと1個600円かかったりするのが、持ち込めば250円でできる。

【南川会長】 分かりました。何か。

【柳委員】 今回、この料金設定が変更になるって分かるんですけど、やっぱりお店側としては、家庭ごみの青い袋は据置きで、事業者にかかるというのがどう理解されるのかなと。クリーンセンターへの持込みが上がります。僕なんかは委託業者から袋を買って戸別収集してもらっているので、そこは多分ぴんとこないと思うんですね。そういった部分で、委託業者の袋が値段上がりますって、これが来て、内容を教えてくれるのかなという。というのも、ここに行けば十分な周知とかどういうふうに具体的にお店の方に理解を求めるのかなとか。

【事務局】 今後、条例改正に向けて周知を図ってまいります。例えば、広報ずし、市のホームページで改定の案を示すのと、あと、商工事業者を対象にした周知、こちらを予定しております。そういったところで周知して、ご理解を図っていくという形を考えております。

【南川会長】 よろしいですか。じゃ、その次に参ります。あとは改定期間ということですが、5ページから6ページにまたがります。要は、事業系一廃の持込み手数料の改定については、家庭系生ごみの分別収集・資源化と同時期に実施すべきと考えるということになりますが、これについていかがでしょうか。具体的にいつ頃と考えておけばいいでしょうか。ある程度幅はあっていいんですが。

【事務局】 こちらに記載してありますとおり、来年の3月から生ごみの分別収集を開始す

ることとしております。今回もご審議いただいて答申をいただきますが、ここまで、こちらの改定時期につきましては、分別収集・資源化と同時期に実施することが決定している部分なので、同時期というのは捉え方なんです、3月開始という考えもありますし、条例改正を伴う内容になりますので、予定としましては今年の9月の第3回定例会に条例改正の提案をさせていただく予定でございます。

それから、議決をいただけたら、ある程度周知期間を設けて改正することになりますので、我々の考えとしては3月というのがありますが、やはり年度替わり、切りのいい4月1日というのは一つ考えております。来年の4月改定というのが一つの考えでございます。

【南川会長】 家庭系ごみの分別収集とか含めて、ルール全体が動くと。そのときに合わせて、事業系一廃の値段改定もするということですね。

【事務局】 はい。

【南川会長】 いかがですか。変わるときに一緒に変えるというのは分かりやすい話ではあるんですが。

【橋詰委員】 念のためなんですけど、この先、来年4月に向けての家庭系のほうの手数料変更みたいなことはないんですね。

【事務局】 家庭ごみの袋の改定ですか。

【橋詰委員】 はい。

【事務局】 それは予定しておりません。ただ、生ごみ分別収集が始まりますので、生ごみ用の袋が追加されるという形になります。

【橋詰委員】 分かりました。

【南川会長】 そうすると、来年の4月というのは、例えば葉山町の話もその頃から動き出すと思っていいんですか。それはちょっと分からないですか。

【事務局】 葉山町との共同処理については来年3月から開始、これは決まっておりますので、あちらのほうに生ごみを収集したものを運搬して堆肥化の処理をする。

【南川会長】 そういう意味では、来年の春というのは一つの節目になるわけですね。

【事務局】 はい。

【南川会長】 分かりました。よろしいでしょうか。そうしましたら、いただきました意見を見直して考えますが、恐縮ですが、後の修正含めてご一任いただいて、私と事務局で、前回の議論、今日の議論を踏まえて必要な修正をした上で答申したいと思いますが、お任せいただいてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【南川会長】 ありがとうございます。では、私と事務局と相談した上で答申をさせていただきます。

あと、簡単に、12時に終わるような形で少しご報告させていただきます。というのは、廃棄物も結構関係しているものですから、雑学として聞いていただきたいと思います。

最初は、写真はともかくとしまして、災害廃棄物が山と積まれています。それから、右の写真は1年半前に起きた大水害で、パキスタンの3分の1が実は洪水の中にのみ込まれました。そのときの写真であります。という状況があるということで、気候変動自身が大変大きな影響を持ちますし、廃棄物、さらには感染症のハエとか蚊を増やすということもございます。そういった問題意識を皆さんに持っていただきたいということでお話をしたものでございます。

まず、最初の1ページの下の方ですけども、当然ながら温暖化というのは、気候変動というのは、何よりも温度が上がります。それと同時に、温度が上がると何が起きるかということ、水分が蒸発します。土からも海からも川からも蒸発します。たまった水分が均一に降らないで、まとまったところに降りますし、また、降られるところ、全く降らないところということで、地域全体の気候を非常に不安定化させます。さらに、台風なりの強風にも影響するということがあります。そういう中で、大雨が降ることによってごみが大量に発生すること、さらに干ばつもあります。それから、全体としての温度が上がるという中での様々な問題が生じるということで、その中には熱ストレスとか病虫害もありますよということを言っております。

次のページでございますけれども、見ていただきますと、英語を直訳しているから分かりにくいんですが、気候変動についてミチゲーションとアダプテーションと言っております。ミチゲーションというのは排出削減です。アダプテーションというのは、起きる問題についてどういう形で被害を少なくするかということでもあります。ページの下にございますように、いろんな地域で、むしろ適応のほうもかなり頑張っているということもございます。

次のページでございますが、温暖化というのは異常気象と気温上昇を招くということで、異常気象で大雨が降ることになれば大きな災害になる。そこで廃棄物がたくさん出る。新しいものを造るためにも、資材が海外から入ってくるとこともございます。その結果として、ごみがずっと置かれればハエとかネズミが増える。様々なウイルスとかバクテリアも増えます。それから新しい資材が入りますと、コケグモとかヒアリ、こういったものも入ってくるとございまして。さらに気温の上昇に従いまして、イノシシとか鹿、あるいは蚊が拡大するということで、ダニとかヒルとか実際に感染症の影響する有害な生物も増えるというこ

とでございます。その下のページは、それを1つの図にしたものでございます。

次のページでございますけれども、北米におけるマダニ媒介の感染症の増加ということでございます。文章のほうはデング熱のことが書いてありますので、隣のグラフだけご覧くださいませ。ライム病というのはマダニの病気であります。結構重大な病気であります。たくさんの人が亡くなっています。これが、どんどん量が増えているということで、カナダも増えていきますし、米国でも症例が増えているということでございます。その下がマダニの分布でございますが、これが実はどんどん全国的に増えています。北のほうに鹿とかイノシシが運びます。実際私も見ましたが、死んだ鹿では、おなかとか耳の中にマダニがいっぱい詰まっている例、たくさん見ました。本当に気持ち悪いぐらい、真っ黒になるぐらい実はマダニがすみついている例があります。これは取れません。イノシシも同じです。彼らは結構マダニを運んできて、今、里山地域ですと、家にいると、庭で飼っている犬と接触する、犬がマダニの病気にかかる、その飼い主がまた病気にかかるという例も出ているわけでございます。

次のページでございますが、マダニの感染が過去最高ペース、今どんどん増えてきておりますし、また、北日本でも増えているということでございます。マダニというのはかなり恐ろしい病気を運びます。その下がヒトスジシマカということで、ヒトスジシマカはデング熱のベクターでございます。デング熱のウイルスを運びますが、これが本州の一番北まで今発見されている、定着しているということでございます。

次のページでございますが、デング熱について、いかにこれがはやっているか、感染症が増えているかということでございます。タイとかバングラデシュ、マレーシアで増えていますが、特に今、台湾が増えておりまして、感染者数が過去10年で2番目ということでありまして、いつ日本に入ってきてもおかしくはないという状況でございます。ヒトスジシマカが来るルートですが、一番多いのが古タイヤの輸出という中で、小さな水たまりが好きなものですから、それに従って入ってくるということで、どこから入ってくるか分からないというところがたくさんございます。

次のページは、デング熱を運ぶベクターであるヒトスジシマカとネッタイシマカの写真でございます。

その下でございますが、日本においても2019年には、代々木公園などでデング熱が発見されて大騒ぎになりました。これが結果的にコロナがあって、外国との往来が減ったものですから減りましたが、また増えつつあるということで、今年の夏など、いつまたデング熱が大きく、感染症が広まってもおかしくない状況にあるということでございます。

次のページでございますけれども、この感染症の恐怖、大変なものでございます。『ネイチャー』とかそういうのも見ていますけれども、気温の上昇、干ばつ、洪水、これが増加して、ウイルスやバクテリアを持つ生物の移動範囲が広がっている、人と接触する機会が増加しているということでございます。

感染症の6割について、気候変動に起因する患者の増加や重症化が起きているということが出ております。そういう中で、廃棄物を早く処理しようと、これは今、実は石川の能登半島のほうで適用されまして、私ども職員も現地に行って、お手伝いをしておるところでございますが、なかなか災害廃棄物処理は大変でございます。特に今回で言いますと、半島なものですから、道がなくて、職員も金沢市とか、富山の高岡とかあの辺りにホテルを借りて通うんですが、志賀町とか珠洲市に行くと、片道3時間かかるということで、往復だけで、場合によっては7時間も8時間もかかるということで、車の運転に行っているのか助けに行っているのか分からないところがありまして、結構苦労しています。

次のページでございますが、幾つか写真がございます。こういった形で、あちこちで災害があるたびにゴミが出るということで、いち早くこうやって分けた形で、分別して集めたいと、それが解決への早道だということで、なかなか実は今回難しゅうございます。もともと広い場所がないということもありますし、道路がないので運べないということで、実は大変苦労しております。

そういう中で、次のページでございますけれども、災害があり廃棄物がたまると衛生害虫がたくさん出る。そこから感染症を増やしてはいけないということでの様々な通知が出ております。また、実際に、その下にありますけれども、衛生害虫がたくさん出ます。ハエとかネズミ、さらに蚊、トコジラミ。トコジラミというのは昔で言うとナンキンムシではありますが、今は地名とよくないものが一緒になってよろしくないということで、ナンキンムシとは言わなくなりましたが、今、トコジラミも実は大変多うございます。特に避難所で大変問題になっています。

その次のページは、瓦礫置場に実際こうやって様々なヘドロがたまったりしますと、ハエ類とかネズミ類が増えるという写真でございます。

次のページが避難所の件でございますけれども、なかなか避難所というのは大変です。今回もそうですが、うまく仕切れればまだいいんですが、最初は仕切れなくて、皆さん、体育館の中にべたっと寝るものですから、非常に健康を壊される方が多いということで、我々の職員も言っていますが、避難所の衛生管理は非常に難しいです。ここでいかにトコジラミ、ナンキンムシが増えないかというのはかなり難しい問題ですし、もう一つはトイレが大変です。仮設ト

イレがすぐタンクがいっぱいになっちゃうんです。車が入れないものですから、たまった汚泥が抜けないとトイレが使えなくなっちゃうということで、大きなトラブルが実は起きているのが現状でございます。

次は、歴史でございまして、感染症というのは歴史を変えてきているということもございまして、その中で実は日本人は大きな役割を果たしております。その下は、伝染病ということでスペイン風邪の例を引いております。日本でも、39万人が3年間で亡くなったということでございます。そんなこともございます。あとはナイチンゲールを引いたのは、私が彼女の伝記を読んで感動しましたものですからくっつけておるだけでございます。ただ、ナイチンゲール自身はクリミヤ半島での活躍の後のほうがむしろ人生が長くて、大変数奇なというか、いろんな運命をたどった方でございまして、読んでいただくと、いろいろなことが分かります。

あとは、COVID-19、コロナのときの動きですが、皆さん、ご存じのことばかり。ただ、私自身は中国の政府の環境政策の委員もやっております。そういう意味で非常に残念で、何でももう少し早く、発生すればそれを発表しなかったとか、あるいはその後のWHOの調査受入れとかしてくれなかったのか、非常に残念であります。

それから、その下はこの問題について対応した日本人のリストを挙げてございます。私はかつて野口英世が勤めていたという横浜の検疫所も実は見に行ったことがあります。横浜市金沢区ですかね、野球で有名な横浜高校の近くにあります。今もあります。

次のページは日本の伝染病の歴史でございますが、廃棄物というのは実は伝染病と大いに関係しております。日清戦争が終わった頃から実は猛烈に日本でコレラとか赤痢とかペストが増えました。そういう中で、下水道法と汚物掃除法、廃棄物処理法をつくって、発生源を絶つということで法制度が生まれたということがございます。そして戦後でございますけれども、やはり蚊とハエが伝染病の原因だということで、蚊とハエのいない生活実践運動というものが全国的に広げられました。そんなことがございます。

あとは、当時のオリンピックまでの日本というのは、道路の隅っこで人が見えないところでは平気でごみを捨てるとか、空き地にもごみを捨てるとか、また、川にもぼこぼこごみを捨てるということで、実は生活感というのはない街が多かったということでございます。次のページの売場のごみを捨てるとか、これも同じでございます。

そういう中で、東京ごみ戦争がございました。やはりこの中で公衆衛生をしっかりしようということでありますし、また、江東区の方が一方的にごみを持ち込まれるということで、23区全てごみをまず燃やそうということで、ここで清掃工場が本格化したということが歴史的に

ざいます。

次のページでございすけれども、これは感染症に対応するために、いかに廃棄物処理体制を強靱化するかということの資料でございす。必要があればホームページからご覧くださいませ。あとは、動物由来感染症のいろんな形があります。かまれるとかひっかかれるとか直接伝播もあれば、ダニ類などを通しての間接的な汚染も多いということでございすし、食品について言いますと、肉とか鶏卵とか乳製品、こういったものについては、しっかり管理したものを食べないと食品媒介で感染症になりますよということが書いてございす。

次のページは、地球温暖化とか環境問題と媒介動物、あるいは中間宿主。媒介動物というのは直接ウイルスを持っている蚊とかマダニのことでありすし、中間宿主というのは、イノシシとか鹿とかいった小動物であります。これが結局、人類と病原体の間に入って感染症を引き起こすというポンチ絵でございす。

あと、外来生物法ということで、外来生物も実はヒアリとかアカグモとかございす。こういったものについての対応が行われているということでございす。あとはヒアリのことから大体いいと思います。

あまり大した話でなくて申し訳ないんですが、こんなこともやっていますし、やっぱり衛生というのはとても大事ですし、まちを清潔にするという意味では非常に大事です。私自身もいろんな外国の方と頻繁にお会いしますが、やっぱり日本で来て喜んでもらうのは、もちろん最新技術もありますが、今、最新技術はどの国も、実は韓国の方も台湾の方もあるものですから、どちらかというと、まちが清潔だとか人がフレンドリーだとか、どこの飯屋に行っても安心して食べられるとか、そういうことが多いものですから、そういう意味では、ある種の清潔感は大事なのかと思っております。ということで、つまらない話をしましたけど、雑談と思って聞いていただければ幸いです。また、これからも必要に応じて、その時々話題を提供させていただきます。

では、よろしいですか。では、今日の件は、私のほうで事務局と相談して、一任をいただいたということで修正をします。その上で、決定したものをまた皆さんにもお送りさせていただくということで対応させてください。どうもありがとうございました。

— 了 —